

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件の一部を改正する件 二九七
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件 二九七
- 家畜の所有者に対し消毒方法を実施することを命ずる件 二九八
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件 二九九

公 告

- 保安林の指定施業要件を変更する予定である件 二九九
- 調理師試験を実施する件 二九九
- 製菓衛生師試験を実施する件 三〇〇
- 県営土地改良事業の工事が完了した件二件 三〇〇
- 土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件 三〇〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 三〇〇
- 落札者を決定した件 三〇二

告 示

福島県告示第三百六十四号

口頭により開示請求を行うことができる個人情報等を定める件(平成十八年福島県告示第四百十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 の表福島県職員採用選考予備試験の項中「福島県総務部人事領域人事グループ」を「福島県総務部人事総室人事課」に改め、同表福島県有休任期付職員採用候補者登録試験の項中「福島県総務部文書管財領域文書法務グループ」を「福島県総務部文書管財総室文書法務課」に改め、同表狩猟免許試験の項中「福島県生活環境部環境共生領域自然保護グループ」を「福島県生活環境部環境共生総室自然保護課」に改め、同表福島県介護支援専門員実務研修受講試験の項中「福島県総務部文書管財領域文書法務グループ」を「福島県総務部文書管財総室文書法務課」に改め、同表函科技工士試験の項中「福島

県保健福祉部健康衛生領域医療看護グループ」を「福島県保健福祉部健康衛生総室医療看護課」に改め、同表調理師試験の項中「福島県保健福祉部健康衛生領域食品安全グループ」を「福島県保健福祉部健康衛生総室生活衛生課」に改め、同表クリーニング師試験の項中「福島県保健福祉部健康衛生領域環境衛生グループ」を「同」に改め、同表薬種商試験の項中「福島県保健福祉部健康衛生領域薬務グループ」を「福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課」に改め、同表採石業務管理者試験の項中「福島県商工労働部地域経済領域立地グループ」を「福島県商工労働部産業振興総室企業立地課」に改め、同表職業訓練指導員試験の項中「福島県商工労働部労働領域技能振興グループ」を「福島県商工労働部産業振興総室産業界人材育成課」に改め、同表県立高等技術専門校入学試験の項中「県立高等技術専門校入学試験」を「県立テクノアカデミー又は県立高等技術専門校入学試験」に改め、「福島県立高等技術専門校」を「福島県立テクノアカデミー又は県立高等技術専門校」に改め、同表農業管理指導士認定試験の項中「福島県農林水産部経営支援領域循環型農業グループ」を「福島県農林水産部農業支援総室循環型農業課」に改め、同表福島県畜産技術員資格試験の項中「福島県農林水産部生産流通領域園芸課」を「福島県農林水産部生産流通総室畜産課」に改め、同表砂利採取業務主任者試験の項中「福島県土木部土木総務領域建設行政グループ」を「福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室」に改める。

(文書法務課)

福島県告示第三百六十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年五月九日から同年六月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スパーセンター富岡 双葉郡富岡町大字本岡字本町二十ほか
- 二 法第八条第一項の規定により富岡町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年五月九日から同年六月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福

福島いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工
労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンター谷川瀬A館 いわき市平谷川瀬字双藤町五十六―一ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一
項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十
年五月九日から同年六月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福
島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び浪江町産業振興課に備え置
いて縦覧に供する。

平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
藤越浪江店 双葉郡浪江町大字権現堂字下川原八十二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により浪江町から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一
項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十
年五月九日から同年六月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福
島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工
労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
藤越好間店 いわき市好間町下好間字鬼越百八番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百六十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第九条の規定により、家畜の所
有者に対し、消毒方法を実施することを次のとおり命ずる。

平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 二 実施する区域
県下一円
- 三 実施の期日
平成二十年五月十二日から同月三十一日まで
- 四 実施の方法
飼養羽数が千羽以上の鶏、あひる、七面鳥又はうずらの鶏舎の周囲及び当該鶏舎の
存する農場の外縁部への消石灰の散布

(畜産課)

福島県告示第三百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
南会津郡南会津町水無字後山六六九の一・六六九の二三(以上二筆について次の図
に示す部分に限る。)、六六九の九、六六九の一八、六六九の二四、六六九の二五、
七〇五から七〇七まで、七〇九から七一三まで、七一四の一、七一四の二、七一五か
ら七二〇まで、七二二、七二八、七二九、七四四から七四九まで、七九四、七九八か
ら八〇〇まで、字烏平一一六の一、字小田無沢五八九、五九三、字枝爪六〇〇の一か
ら六〇〇の五まで
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字後山六六九の一・六六九の二三(以上二筆について次の図に示す部分に限
る。)、七一五、七四六、七九八から八〇〇まで、字枝爪六〇〇の一(次の図に
示す部分に限る。)
(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- 四 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(治山対策課)

福島県告示第三百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 東白川郡棚倉町大字祝部内字胡麻沢一〇三から一〇六まで、一〇七の一、一四五、一五五から一五八まで、一五九の一、一〇一の一地先・一〇七の一地先(以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。)、字清水内二から一まで、一六、一七、一九から二三まで、二四の一、二五の一、五三の一、五五、五九、六一、六二、九一、一三〇の一、一三〇の五、二三地先・五二の二地先(以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。)、五〇の二地先・五二の二地先(以上三筆地先について次の図に示す部分に限る。)、五〇の一地先・五二の一地先(以上二筆地先について次の図に示す部分に限る。)、字権現下二五から三一まで、五五から五八まで、六〇から六二まで、六三の一、六三の二、六四の一、六四の二、六五から六七まで、一三三、大字小爪字山下一、二の一、三、四、六の一、七の一、八の二、九の一、一三から一五まで、三二、三三、三六、三七、三八の一、三九の一、四一の一、四二、四三、五一の一、五二、五四、五五の一、五六、五八、九八の一、九九、一〇二、一〇四の一、一〇五の一、一〇五の三、一〇六、一〇七、一二八の一、一二九の一、一三一、一三二の一、一七〇から一七二まで、一八一の一、一八一の二
- 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、棚倉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。〕
(治山対策課)

福島県告示第三百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 福島市御山字羽山三の一、三の三、六の二
 - 二 保安林として指定された目的
 - 名所又は旧跡の風致の保存
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び福島市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(治山対策課)

公 告

公告第二百四十号

調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験期日
 - 平成二十年七月二十九日(火) 午前九時三十分から正午まで
- 二 試験場所
 - 福島市山居上三番地 学校法人東稜学園福島東稜高等学校
 - 郡山市虎丸町七番七号 郡山市労働福祉会館
 - 白河市和尚壇二番一号 白河市立第二中学校
 - 会津若松市城前一番七号 会津若松市立第二中学校
 - 南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地 福島県立浜高等技術専門学校
 - の百十二

三 いわき市内郷高坂町四方木田百九十一 いわき市総合保健福祉センター
受付期間等

受験希望者は、平成二十年六月二日(月) から同月十三日(金) まで(土曜日及び日曜日を除く。)に所轄の福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料

受験手数料は、六千三百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。

(食品生活衛生課)

公告第二百四十一号

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号) 第四条第一項の規定により、平成二十年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験期日

平成二十年七月二十九日(火) 午前九時三十分から正午まで

二 試験場所

福島市山居上三番地

郡山市虎丸町七番七号

白河市和尚壇二番一号

会津若松市城前一番七号

南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地の百十二

いわき市内郷高坂町四方木田百九十一

三 受付期間等

受験希望者は、平成二十年六月二日(月) から同年六月十三日(金) まで(土曜日及び日曜日を除く。)に所轄の福島県保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと

四 受験手数料

受験手数料は、九千四百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。

(食品生活衛生課)

公告第二百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により、額沢温水池地区に係る県営ため池等整備事業の工事は平成十八年六月二十八日完了したので公告する。

平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第二百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により、戸屋南地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は平成二十年二月二十日完了したので公告する。

平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第二百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第六十八条第二項で準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

清算法人川内村土地改良区

退任した清算人

氏名

遠藤 雄幸

小林 信一

猪狩 幸夫

佐久間健一

秋元 政志

大山 政光

渡邊 章

猪狩 一志

猪狩 和雄

住所

双葉郡川内村大字上川内字林二九番地の一

同 郡同 村大字下川内字吉野田和一三番地

同 郡同 村大字下川内字田ノ入七〇番地の五

同 郡同 村大字下川内字原五〇番地の一

同 郡同 村大字上川内字古町三三番地の一

同 郡同 村大字上川内字十八窪七一番地の三

(農村計画課)

公告第二百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
岩瀬土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 高橋 浅吉 須賀川市守屋字沢田一二番地の一

同 鈴木 光雄 市守屋字原田二〇一番地

同 矢吹 敏明 市守屋字源田原一番地

同 戸島 友孝 市今泉字町内二九三番地

同 佐藤 恒男 市今泉字梅田六四番地

同 有賀 喜 市柱田字中地一二二番地

同 深谷 幸男 市柱田字寄井五一番地

同 添田 秀男 市柱田字仲沢一八番地

同 矢部 豊文 市梅田字梅ノ木一三番地の三

同 熊田 昭市 市梅田字三ツ家一八番地

同 渡邊 利和 市滝字八幡前六〇番地

同 阿保 庄寿 市大久保字向四三番地

同 相楽 健雄 市大久保字蛭田五番地一

同 相楽 武 市大久保字滑沢五四番地

同 柳沼 吉男 市矢沢字栗之内八九番地

同 村上 功一 市矢沢字中ノ内六番地

同 渡邊 武夫 市北横田字新田一三四番地

同 石井 清司 市畑田字北向七一番地

同 岡部 正一 市深渡戸字竹之内二一番地

同 善方 昭夫 市梅田字岩瀬三〇番地

同 相谷 好文 市大久保字東ノ内八一番地

同 本田 勇雄 市矢沢字花畑三〇番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 増子 道夫 須賀川市守屋字町一八番地

同 矢部喜久夫 市守屋字二本木一六六番地

同 桑名 新治 市守屋字源田原一四九番地

同 中山 晴美 市今泉字町内一五〇番地

同 和田 良雄 市今泉字町内三三七番地二

同 佐藤 恒男 市今泉字梅田六四番地

同 飯村 豊幸 市柱田字新田二七番地

同 國分 泰明 市柱田字弥六内二四番地

同 添田 秀男 市柱田字仲沢一八番地

同 矢部 喜一 市梅田字八升蒔二五番地

同 山本 秀男 市梅田字岩瀬二六番地

同 善方 辰夫 市滝字滝原六〇番地

同 安藤 榮 市大久保字西ノ内一三八番地二

同 相楽 健雄 市大久保字蛭田五番地一

同 赤塚 清二 市大久保字上滑沢五四番地

同 本田 正志 市矢沢字旗門場四七番地

同 道山 徳勝 市矢沢字田中五七番地

同 大塚 良美 市北横田字杉之内一六番地

同 小針 武夫 市畑田字橋本七五番地

同 岡部 正一 市深渡戸字竹之内二二番地

同 渡辺 勲 市滝字滝原二九番地

同 矢部 正一 市守屋字坂ノ下一一四番地

同 佐藤 藤雄 市北横田字川木之内三一番地

(農村計画課)

公告第二百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年五月九日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
西田町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 石井 壽幸 郡山市西田町鬼生田字石畑三四九番地

同 石井 昌郎 同 市西田町鬼生田字石畑三八九番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 石井 源泉 郡山市西田町鬼生田字石畑四〇九番地

同 藤本千代春 同 市西田町鬼生田字日向二九五番地

同 重川 武久 同 市西田町鬼生田字駒屋敷二〇三番地

同 川前 徳敬 同 市西田町鬼生田字石畑二六八番地

同 石井 勇 同 市西田町鬼生田字石畑三九八番地

同 渡邊 孝一 同 市西田町鬼生田字中原一〇八番地

同 石井 幸栄 同 市西田町鬼生田字日向四七八番地

(農村計画課)

公告第 2 4 7 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 27 条の 11 第 1 項の規定により公告する。
平成 20 年 5 月 9 日

福島県知事 佐 藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県全戸配布広報誌「うつくしま 夢だより」の印刷製本業務 65,280,000 ページ
（年 6 回総ページ数 96 ページ 1 回当たり 680,000 部）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
- 3 落札者を決定した日
平成 20 年 4 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社日進堂印刷所 福島県福島市庄野字柿場 1 番 1 号
- 5 落札金額
1 ページ当たり 0.82 円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成 20 年 3 月 14 日

（入札用度課）